

令和2年度第1回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和2年4月24日 午後2時30分から午後3時07分まで

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	田中館 和昭
子ども課長	田村 昭弘
共同調理場所長	村松 康志
学校教育課長補佐	田村 琢也
学校教育課総務係長	照井 和歌子

5. 開会

午後2時30分、令和2年度第1回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

4月24日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第1号「令和2年度矢巾町学校教育推進計画について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

通常ですと報告書を朗読した後に説明を行っておりますが、本日は報告事項が多いため朗読を省略し、説明に入らせていただきます。

令和2年度矢巾町学校教育推進計画は例年どおり作成しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため1学期の事業については大幅に変わるところがございますので、その都度確認させていただきたいと思っております。特にも教育委員の皆さんにお知らせしておきたいのが、28ページに書いております教育委員会学校訪問ですけれども、毎年行っておりまして今年は6月30日を予定しておりましたけれども、今年度は中止にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○教育長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、中身については時間のあるときにゆっくりと見ていただきたいと思います。あとは行事関係が様々なところで、このコロナ対策ために中止や変更ということが出てくるということで、その都度お知らせするということですのでよろしくお願いいたします。

○教育長

報告第1号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第2号「矢巾町社会教育委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

社会教育委員につきましては、教育委員会の行う事務となっておりますので報告事項として報告させていただきます。徳田小学校の小川校長先生が人事異動により4月1日から変わられております。また、氏名の前に※印がついている方についても今後変わってくる可能性があるそうです。

○教育長

報告第2号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第3号「矢巾町いじめ防止対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長補佐

報告第3号から報告第20号までは規則改正についての報告ですので、一括で説明してよろしいでしょうか。

○教育長

わかりました。

○学校教育課長補佐

それでは、報告第3号「矢巾町いじめ防止対策に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ですけれども、今年度行われました組織の機構改革に伴う所要の整備を行ったものでございまして、報告第3号、4号、5号、9号、11号、12号、13号、14号、15号、17号、19号につきましては、この報告第3号と同じく機構改革に伴う所要の整備での改正という形になっております。

それ以外の部分の説明をいたします。報告第6号でございますけれども、矢巾町立中学校部活動指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、でございます。こちらにつきましては、部活動指導員の任用、服務等について矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例を準用しておった訳でございますけれども、地方公

役員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、矢巾町会計年度任用職員となることから所要の改正を行ったという内容でございます。

報告第7号でございますけれども、矢巾町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について、でございます。こちらにつきましては、学校の休業日の見直しによりましてさらなる児童の負担軽減を図るための所要の整備を行ったというような内容でございます。

報告第8号でございますけれども、矢巾町立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。こちらは公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴いまして、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、そしてその他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を反映させる必要があることから所要の整備を行ったという内容でございます。

報告第10号でございますけれども、矢巾町教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。こちらにつきましては、機構改革に伴う組織の変更に合わせまして、教育委員会の所管する機関における勤務時間の特例等を規定したというような内容でございます。

報告第16号でございますけれども、矢巾町教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令についてでございます。こちらにつきましては、小中学校の教職員の健康の保持等について協議するためにすべての学校を統括する法定外の衛生委員会を設置するための改正というような内容となっております。

そして報告第18号でございますけれども、矢巾町立小中学校学校評議員運営規程を廃止する訓令についてでございます。こちらにつきましては、学校運営協議会の設置に伴いまして、各学校の学校評議員を廃止することによる所要の整備という内容となっております。

報告第20号でございますけれども、矢巾町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示についてでございます。こちらにつきましては、幼児教育の無償化に伴いまして就園奨励費補助金が廃止となったために要綱の廃止ということでございます。以上でございます。

○教育長

報告第3号から第20号までについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第21号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

臨時の校長会議でどういったことが話されたのか概略の説明をお願いします。

○学校教育課長

はい。ほぼ毎週のように臨時校長会議をやっているのですけれども、ご存知のとおり新型コロナウイルス感染症対策は日々状況が変わっておりますし、それに向けた対応が国、県ともいつ何が出るかわからない状況でございまして、それぞれの対応が出た都度、こちらも対応の方法を変えなきゃならないという状況でございます。まず3月の全国一斉の臨時休業から始まった訳ですけれども、本県におきましてはまだ感染者が確認されていないという状況でございましたので、本町におきましても4月は学校は通常どおり再開させていただきました。ただその中で、登校するにあたっては児童生徒本人もですし、もし例えば家族の方で仕事の関係で、当初は東京、埼玉、神奈川あたりのみだったのですが、今は拡大されておりますが、そちらの方に行った方がいるか等の確認をしたうえで家族全員の健康管理も含めて各学校で保護者にいろいろとお願いしたところでございます。それによりまして、例えば関東の方から2週間程度来て一緒に住んでいるというご家庭もございましたので、そういったところは逆に保護者さんの方から学校に相談がありまして、2週間出席を停止させていただいた児童さんもいらっしゃるし、あるいは家族の中で発熱があったので一旦出席停止をして最終的に熱が下がったので出席したというお子さんもありました。さらに各学校の諸行事なんですけれども、こちらもだいぶ変更がございまして、小学校、中学校とも修学旅行は2学期以降に延期ということになっておりますし、運動会も延期となっております。それ以外の行事も今、延期あるいは中止に向けてそれぞれ検討しているところでございます。

さらに昨日の臨時校長会議におきましては、県立学校の方で4月29日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中は県内の県立学校一斉に休業するということが出されまして、各市町村立学校も協力を願いたいということで、本町におきましても県と足並みをそろえて、人の移動を防ぐということから同じ期間を臨時休業とすることにしました。実質、学校の方は4月30日と5月1日の2日間のみなのですけれども、ただクラブ活動もゴールデンウィークを含めて禁止になりますのでその方向で考えております。さらに県では、教職員を在宅勤務にするようでございます。つい先ほど県から通知が入りましたので、本町の学校の教職員も同じように在宅勤務の方向で考えておりまして、基本的に県立学校の教職員と同じ扱いかと思っているところでございます。以上でございます。

○教育長

教育委員の皆さんに関わりのあるところで言うと、教育委員の皆さんに視察をしていただいている学校公開、今年度は矢巾町では矢巾中学校が担当になっていたのですが、矢巾中学校については来年度に移行します。今年度は学校公開はしません。ただ紫波町の場合は、2つの学校が対象になるのですけれども、1つの方は小学校で閉校になる学校なので、今年やらなければ学校公開できないので、そういう事情もあってなんらかの形で学校公開をすると、そのときに教育委員の皆さんも一緒にということになるかどうかはわかりません。あともう1つは、英語を中心に公開したいという学校については全県から希望があるのでなんとか開催したいということなのですが9

月という日程があるので、9月ということが果たしていいのかということを検討しているということです。来年になる可能性もあるということで、それは今日の総会で紫波町の方からも話が出ると思います。

○教育長

報告第 21 号までについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。本日は議事はございません。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告(1) 町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告(1) について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(2) 子ども課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○子ども課長

別紙資料に基づき説明する。

政府の緊急臨時対策の経済対策で、児童手当を受給しているお子さんに一人当たり1万円を給付するという対策がありまして、今そちらの方をバタバタしながら取り組んでおるところです。大体矢巾町には3,500名くらい児童手当受給者がいるだろうと見積もっておりますけれども、これは国庫補助が10分の10の手当てをしてくれまので、矢巾町の実質的な負担はなしということになりますのでお知らせしたいと思います。現段階では5月29日に一斉給付することで進めておりますことをお知らせします。

○教育長

報告(2) について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(3) 学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

今週の月曜日から来週の月曜日にかけて、6つの小中学校で地区集金の担当者の方を集めて納付書をお渡しして地区集金をお願いする予定でしたが、その前の週に町長からそれは止めろという指示がありまして、地区集金を当面見合わせることにしておりました。けれども現下の状況をみますと、いつから開始できるかわからないというような状況です。接触を避けろということを国からも強く言われておりますので、もうこの時代、地区集金は無理なのかなと考えておりまして、教育長とも相談しながら、本来であれば令和4年度から実施予定であった公会計、いわゆる一般会計に給食費を歳入で計上、賄材料費を歳出で計上するという方法に持っていきたいなと思っております。ちょっと時間はかかってしまうのですが、9月頃から口座振替を開始して皆さんで非接触でできる体制を整えていこうと、今盛んに動いているところでございます。公会計化に向けて関係各課と調整を図っている最中でございますのでお知らせします。

○教育長

報告（3）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後3時07分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員